宮城県仙台第二高等学校

同窓会会則

最終改正　平成二十六年七月六日

第一条（名　称）
本会は宮城県仙台第二高等学校同窓会と称する。

第二条（事務局）
本会事務局を母校内に置く。

第三条（目　的）
本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第四条（会員資格）
1　本会は会員及び客員をもってこれを組織する。
2　会員は宮城県仙台第二中学校又は宮城県仙台第二高等学校を卒業した者、並びに母校に在学したことがある者で会長の承認した者とする。
3　客員は母校の旧職員および現職員とする。

第五条（支部の設置）
会員多数居住する地方及び団体には支部を設けることができる。
但し支部を設けたときは直ちに報告するものとする。

第六条（事　業）
本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
1　会報及び会員名簿の発行
2　母校の事業に対する後援
3　講演会及び懇親会等の開催
4　その他本会の目的達成に必要な事項

第七条（総　会）
1　総会は毎年一回開催する。
2　必要に応じ臨時総会を開催する。
3　総会は会長が招集し主催する。
総会の役割は次のとおりとする。
一　会務の報告及び予算と決算の承認
議決には出席者の過半数の賛意を要する。
（議決については以下各条項とも同じ。）
二　役員の承認
三　その他評議員会決定事項の承認
四　不承認となった場合は、再度評議員会において審議し決定する。

第八条（役　員）
本会に次の役員を置く。
1　会　長
一　会長は会員中より、評議員会の推薦により総会で選出する。
二　会長は会を代表し、会務を統括する。
2　副会長　三名
会長はあらかじめ理事の中から副会長三名を指名し、業務の一部を代理させることができる。
3　理事　若干名
一　理事は評議員会において選出し総会の承認を要する。
二　理事は会長のもとに会務を分担し執行する。
4　会計理事　一名
一　選出については三項に準ずる。
二　会計理事は理事会の指示により会の収支会計事務を執行し、現預金の出納を管理する。
5　評議員　各回期ごとに二名
一　評議員は各回期常任委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
二　各回期の議決権は一とする。
6　常任委員　回期常任委員、クラブＯＢ会常任委員及び支部常任委員　各々若干名
一　回期常任委員は回期ごとに互選により選出し、会長が委嘱する。
二　クラブＯＢ会常任委員及び支部常任委員は、会長が指定したＯＢ会等または支部から評議員会に出席する者をその都度理事会が委嘱する。この場合、クラブＯＢ会等及び支部はあらかじめ評議員会に出席する者を本会に報告するものとする。
三　常任委員は評議員会において意見を述べることができる。
四　常任委員は第三条の目的を達成するため、所属回期、所属クラブＯＢ会等または所属支部の会員相互の連絡調整に努めるものとする。
7　専門委員　若干名
一　専門委員は理事会において必要に応じ選出し、評議員会の承認を要する。
二　専門委員は担当理事のもと業務を分担する。
8　会計監事　二名
一　選出については一項に準ずる。
二　会計監事は会計事務を監査し、評議員会及び総会に報告する
9　校内幹事　若干名
一　校内幹事は母校職員の中より会長が委嘱する。内一名を事務局長とする。
二　校内幹事は同窓会と母校の連絡に当たるとともに同窓会業務全般に協力する。

第九条（理事会）
本会に会務執行機関として理事会を置く。
1　理事会は会長、副会長、理事、及び会計理事によって構成する。
2　理事会は会長が招集し主催する。
3　理事会は会則及び総会の決定事項に従って、事業計画及び予算を作成する。
4　理事会は事業計画及び予算を評議員会に提出し、その議決を得た後総会に提出し承認を得る。
5　理事会は事業及び予算の実施状況を評議員会に報告し、その審議を得た後総会に報告する。

第十条（評議員会）
本会に審議機関として評議員会を置く。
1　評議員会は会長が招集する。
2　評議員会に議長を置く。
3　評議員会は評議員の互選によって決める。
4　評議員会は理事会が提出した議案を審議議決する。
5　評議員が出席できない場合は同回期常任委員を指名することができる。

第十一条（任　期）
1　役員（会長、評議員、常任委員を除く）の任期は二年とし、三期を限度とする。
2　退任後二年を経過した後の再任は妨げない。

第十二条（名誉会長、顧問、参与）
本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
1　名誉会長は総会に諮って会長これを推戴する。
2　顧問、参与は総会に諮って会長これを委嘱する。
顧問、参与は会長の諮問に応ずる。

第十三条（経　費）
本会の経費は次の収入で賄う。
1　会　費　会員一人につき毎年　三〇〇〇円
2　入会金　在校生は卒業時に同窓会入会金として三六〇〇円を納入するものとする。
3　寄付金その他

第十四条（会計年度）
本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十五条（帳簿）
本会には次の帳簿を備えなければならない。
1　会員名簿
2　会計簿
3　資産台帳
4　会務録

第十六条（会則改正）
会則の改正は評議員会の三分の二の多数で発議し、総会の承認を要する。

付則
この会則（平成十七年七月二日改正）は、平成十七年七月より必要な事項から逐次施行し、平成十七年九月十五日までに完了する。

補注（略）

付則
（施行期日等）
1　この会則は、平成二十二年度通常総会の承認を得た翌日から施行する。
2　第八条第六項第一号、第二号及び第四号に関し必要な事項は、内規により別に定める。

付則
この会則は、平成二十五年度通常総会の承認を得た翌日から施行する。

付則
この会則は、平成二十六年度通常総会の承認を得た翌日から施行する。

会則第八条第六項に関する内規

第一号関係
回期常任委員は相互に連絡に努め、異動があった場合はすみやかに本会に報告すること。

第二号関係
会長が指定するクラブＯＢ会等及び支部は次に掲げる条件を満たすこと。
イ　クラブＯＢ会等または支部として、あらかじめ本会に届け出があること。届け出の様式は別に定める。
ロ　会員名簿を備え定期的に更新していること。
ハ　会として、年一回以上総会、懇親会等の活動をしていること。
二　クラブＯＢ会常任委員または支部常任委員への委嘱は、評議員会当日の受付をもってこれに代える。
三　クラブＯＢ会等または支部から評議員会への出席者の報告は、開催通知への出欠の返信に記載して行う。

第四号関係
一　常任委員の行う連絡調整は次に掲げる行為をいう。
イ　評議員会及び総会等本会活動の会員への情報提供（実績報告、開催予定等）
ロ　会員の本会に対する意見収集及び集約
ハ　会員の名簿管理及び本会への報告
ニ　回期、クラブＯＢ会等または支部の総会、懇親会等活動内容の本会への報告
ホ　会費及び寄付金等の納入督励